

第二場 ● 施策の展開

- 一 行政は“協働のまちづくり”が広く展開されるよう、積極的かつ継続的に施策を進めることができます。
- 二 「自治活動・市民活動の活性化」に向けて、広く社会貢献活動が活発化するよう、環境整備を進めることができます。
- 三 「住民自治の枠組みづくり」に向けて、都市内分権を念頭に置きながら調査研究あるいは実証実験を進めることができます。
- 四 「市民参画制度」の一層の充実に向けて、具体的な協働手法の開発や制度化を進めることができます。
- 五 情報の共有化を図るとともに、啓発や中間支援組織の活性化など、環境整備を進めることができます。

[解説]

「“協働のまちづくり”への行政姿勢」

“協働”は、単に行政経費節減のために、市民に業務をゆだねていくという意味ではありません。市民と行政が自立・対等の立場で“協働のまちづくり”を進めます。また、行政が市民に丸投げすることではありません。一方で、市民参画のプロセスを担保しながら、行政が主導的な立場からまちづくりに当たる場合も必要です。

なお、公平・公益性を保つための正当な権力行使者の立場が、別の側面としてあることも忘れてはなりません。

「市民活動との協働」

市や企業が行うより効果的・効率的かつ継続的に社会サービスを担うことが可能なものについては、NPO法人などとの協働の機会を積極的に設ける必要があります。すなわち、新しい住民ニーズや社会の変革に対して専門的・先駆的・機動的

に対応する活動が活発化する環境整備に努めるとともに、意見交換や情報の共有を図ることが必要です。また、これらの市民活動が地域で展開されるよう、広く市民啓発に努めることが必要です。

「住民自治の枠組みの醸成」

地域に合った、新たな住民自治の枠組みを構築するためには、モデル事業などを通じて住民と協働でこれに取り組むことが必要です。

例えば、「住民や地域型コミュニティ、目的型コミュニティが、相互に情報交換や交流を図ることができる『場』(交流拠点やまちづくり協議会など)の開設」、「地域内の市民活動情報を、地域自らが住民に提供するシステム」、「まちづくりやボランティアの人材養成」などに対して、協働による取り組みが必要となります。

第二場 ● 施策の展開

[解説]

「住民自治の活性化」

住民自治を促進するため、住民と行政の役割分担のもとでの地域への「一定のまちづくり権限の移譲」について調査研究が必要です。

「市民参画制度の充実」

“協働のまちづくり”を進めるため、政策形成過程からの市民参画手法として、「事業評価システム」や「審議会等への委員公募」制度などのほか、「アダプト・プログラム（公共空間の住民管理）」、「パブリックコメント（意見提出制度）」などを具体的な協働手法として開発・導入し、新たな市民参画・協働のシステムの確立を図ることが必要です。「アダプト・プログラム」（清掃活動の「一般型」、施設などの計画段階からの「創造型」、まちのシンボルを対象とする「文化財型」がある）は、いろいろな展開が考えられることから、各事業分野において積極的に活用することが望まれます。

「“協働のまちづくり”や社会貢献活動に関する市民啓発」

“協働のまちづくり”や社会貢献活動、あるいは自治活動や市民活動に対する市民の参加と理解を得るために、情報提供・共有や啓発が重要となります。また、市民活動や自治活動に対して企業などが支援を行う“市民相互の協働”についても、理解を得ていくことが必要です。なお、市民の理解を得るには行政からだけではなく、地域型コミュニティや目的型コミュニティなど市民自らが、市民に対して、あるいは行政に向けて情報発信することも重要です。

第二場 ●—— 施策の展開

「まちづくりの芽を育てるために」

市は、まちづくりの事例やまちづくりの進め方にについて、具体的に紹介するガイドブックを作成するなど、市民が身近に、主体的にまちづくりを進めるために必要な情報の提供や啓発に努めることが必要です。

「双方向の情報共有化」

市は一層の情報公開に努めるとともに、トークや出前講座などの制度の活用を促進するなど、市民と情報の共有化を図ることが必要です。行政から市民へという一方通行のものではなく、市民活動や市民ニーズの情報についても共有化を図ることが大切です。

「環境整備」

「中間支援組織」の自立・活性化や「協働推進委員会」の設置など、「協働のまちづくり」を継続かつ具体化して展開するための環境整備に努めることが必要です。

「人材育成や情報提供」

市民のまちづくりに関する人材育成や社会貢献活動のきっかけづくりのために、研修の場の開設や、生涯学習講座「長良川大学」の推進あるいは情報提供・相談体制の整備が必要です。それには、大学その他関係機関、中間支援組織、市民活動団体などとの連携が欠かせません。

「地域活動情報の地域還元」

地域の自治活動や市民活動情報は、住民のまちづくりへの参画を得るために、また“市民相互の協働”のまちづくりを進める上で重要となります。情報誌・インターネット・交流の場などを通じて、活発に情報提供が行われるような仕組みづくりに向けて、協働で取り組むことが必要です。

「市民主導型の中間支援組織の育成」

多様な市民活動をより一層支援できるよう、中間支援組織の機能強化、ネットワーク化及び自立化が重要となります。

行政は、特に、市民の支持を受けて活動が活発化するよう、この中間支援組織の役割について、広く市民に周知することが必要です。

第二場 ● 施策の展開



第二場 ●—— 施策の展開

市民活動促進支援イメージ図

<まちづくり事業提案に対する支援イメージ図

